

ごみの飛散防止折り畳み式ネットボックスの補助制度の内容

環境部 クリーンセンター業務課

1. 補助金名称 折り畳み式ネットボックス等購入費補助金
2. 予算措置 4 衛 2 清 4 塵 18 負 1,000 千円
3. 補助事業の目的 折り畳み式ネットボックスの購入費補助を行うことにより効果的なカラス対策につなげ、公衆衛生の増進を図るとともに、片付けられるネットボックスにのみ補助金を出すことで、固定型ボックスから折り畳みタイプに誘導し、ごみ収集後に路上にごみボックスが放置されている状況を減らし、交通の安全や街の美化、景観にも好影響を与えることを事業目的とする。
4. 補助対象 道路上又は水路上に設置されたごみステーション（マンション、ハイツ、開発地域内等の民地に設置されたごみステーションを除く）で使用する R5. 4. 1 以降に購入された折り畳み式ネットボックス等の購入費の一部
5. 補助額 折り畳み式ネットボックスの購入費の2分の1に相当する額（千円未満の端数は切捨て）で、対象ごみステーション1箇所当り10,000円を上限とする。
6. 申請手続き
 - ①協議書の提出(利用者⇒業務課)
ステーション位置、ボックスの配置図、利用世帯数等
 - ②承認通知(業務課⇒利用者)
協議書内容、予算残を確認、現地調査を経て問題なければ承認
 - ③交付申請(利用者⇒業務課)
ボックスの領収書、写真等を添えて申請
 - ④交付決定(業務課⇒利用者)
申請内容に問題なければ交付決定
 - ⑤振込依頼(利用者⇒業務課)
交付決定済みの補助金について振込依頼
7. その他 対象となる折り畳み式ネットボックスは R5. 4. 1 以降に購入されたものとし R5. 3. 31 以前に購入済みのものは対象外だが、R5. 4. 1 以降に買替、追加購入の場合は補助対象となる。
また、補助金交付決定から5年を経過し、買替、追加購入を行う場合は再度の補助申請が可能。